

議題3

山北地域交通運営協議会規約（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 この協議会は、山北地域交通運営協議会（以下「運営協議会」という。）と称する。

（事務所）

第2条 運営協議会の事務所は、当面の間山北支所内に置く。

第2章 目的及び事業等

（目的）

第3条 この運営協議会は、山北地域において、地域内のあらゆる交通手段（以下「地域内交通」という。）と人材を活用して持続可能な公共交通網を構築するとともに、移動の活性化に関する事業を行い、住民生活の向上を図ること目的とする。

（事業）

第4条 運営協議会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 山北地域内の公共交通運行事業
- 2 運行計画の策定及び変更（以下「運行計画」という。）
- 3 自家用自動車有償旅客運送補助事業
- 4 地域内交通の調整及び利用促進事業

（運行計画）

第5条 この運営協議会は、地域内交通の運行計画等の原案を作成するものとする。

- 2 運行計画等の原案には次に掲げる事項を盛り込む。
 - (1) 運行エリア
 - (2) 運行経路
 - (3) 運行日、運行本数、運行時間帯、車種及び車両台数
 - (4) 運賃（割引制度の有無）
 - (5) 収支計画書
 - (6) その他必要な事項

第3章 組織

（委員）

第6条 運営協議会は、次に掲げる者（以下「委員」という。）で組織する。

- (1) 利用者代表 山北地区まちづくり協議会代表

- (2) 利用者代表 山北地域区長会代表
- (3) 利用者代表 社会福祉協議会山北支所代表
- (4) 利用者代表 山北商工会代表
- (5) 利用者代表 医療法人徳洲会山北徳洲会病院代表
- (6) 利用者代表 山北中学校PTA代表
- (7) 利用者代表 さんぽく小学校PTA代表
- (8) 運行事業者 新潟交通観光バス(株)代表
- (9) 運行事業者 特定非営利活動法人おたすけさんぽく代表
- (10) 有識者
(任期)

第7条 委員の任期は次のとおりとする。

- (1) 委員の任期は2年とする。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。
- (2) 委員が欠員となった場合、新たに委員となった後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
(役員)

第8条 運営協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 監事 1名
- 2 役員は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を統括し、運営協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 監事は、会計を監査する。
(事務局)

第9条 会長は、運営協議会の事務を総括し、会計等を管理させるため事務局を置き、事務局長を指名する。

(報酬)

第10条 委員及び第12条第3項に定める者が会議に出席したときは報酬を受けすることができる。

- 2 報酬の額は、村上市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例第2条別表その他の調査員、嘱託員及びこれに準ずる者と同額とする。
(費用弁償)

第11条 委員及び第12条第3項に定める者には、会議に出席するために要した費用を弁償することができる。

- 2 費用弁償の額は、村上市の旅費規程に準じた額とする。

第4章 会議

(会議)

第12条 この運営協議会の会議は会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議の議事は、委員の3分の2以上が出席し、その過半数で決する。ただし、可否同数のときは、議長がこれを決する。
- 3 会長は、必要があると認められるときは、運営協議会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

第5章 予算及び会計

(予算)

第13条 この運営協議会の予算は、村上市からの補助金及びその他の収入をもって歳入とする。また、運営協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

- 2 会長は、毎会計年度の予算を調整し、会議の議決を得なければならない。
- 3 会長は、会計年度の途中において既定の予算に補正をする必要が生じたときは、前項と同様に予算を調整し、運営協議会の議決を得なければならない。

(歳入歳出予算科目)

第14条 歳入歳出予算の款、項及び目の区分は、別表のとおりとする。

- 2 会計年度の途中において特別な理由があるときは、別表に定める以外の款、項及び目を定めることができる。

(予算の流用等)

第15条 会長は、歳出予算のうち款及び項を超えて予算を流用したとき、又は予備費を充用したときは、直近の会議に報告し、承認を得なければならない。

(出納及び現金の保管)

第16条 この運営協議会の出納は、会長が行う。

- 2 運営協議会に属する現金等は、会長が会議で承認を得た金融機関に預け入れなければならない。

(出納員)

第17条 会長は、事務局長に出納員を命じ、会計事務を委任することができる。

- 2 会計事務に携わる事務局員は、現金の出納、保管その他必要な事務の手続について適正に処理しなければならない。

(予算の執行)

第18条 この運営協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、出納員が行う。

- 2 出納員は、次に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

- (1) 予算整理簿
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊
(決算等)

第19条 会長は、毎会計年度終了後速やかに運営協議会の決算を調整し、監事の監査に付した後、会議の議決を経なければならない。

第6章 事務 (所掌事務)

第20条 この運営協議会の事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 運営協議会の会議に関する事。
- (2) 運営協議会の資料作成に関する事。
- (3) 運営協議会の庶務に関する事。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項
(専決事項)

第21条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関する事。
- (2) 物品の購入その他運営協議会の運営に必要な契約の締結に関する事。
- (3) 物品及び現金の出納に関する事。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関する事。

(文書の取扱い)

第22条 事務局における文書の収受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、村上市文書規程に準ずる。

(公印の取扱い)

第23条 この運営協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は別表のとおりとする。

2 この運営協議会の公印の保管及び取扱い等は、村上市公印規則に準ずる。

第7章 解散 (解散)

第24条 この運営協議会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 会議の決議
- (2) 目的とする事業の成功の不能

第8章 雑則 (細則)

第25条 この規約の施行について必要な細則は、会議の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第14条関係）

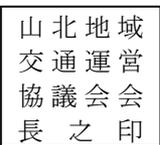
（1）歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 補助金	1 補助金	1 補助金
2 支援金	1 支援金	1 支援金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入

（2）歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
	3 委託費	1 委託費
2 事業費	1 事業費	1 山北地域内公共交通運行事業費
		2 自家用自動車有償旅客運送補助事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

別表（第21条関係）

名称	形状	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者
山北地域 交通運営 協議会会 長之印		てん書	21×21	会長名をも って発する 文書	1	事務局長